高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅を除却して移転を行う者に対する当該移転に必要な経費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　土砂災害特別警戒区域　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域をいう。

（２）　危険住宅　兵庫県知事が指定したがけ地の崩壊等による危険が著しい土砂災害特別警戒区域に存する住宅であって、既存不適格住宅であるもの又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったものをいう。

（補助対象事業等）

第３条　この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象者が、移転（高砂市の都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第２項に規定する居住誘導区域内に限る。）後に危険住宅の除却を行う事業（以下「除却事業」という。）及び土砂災害警戒区域外（高砂市の居住誘導区域内に限る。）に当該危険住宅に代わる住宅を建設し、又は購入して移転を行う事業（以下「移転事業」という。）とする。

２　補助対象事業の内容並びに当該補助対象事業に係る補助限度額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助対象者）

第４条　この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第６条の規定による申請の時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　補助金の交付の対象となる危険住宅（以下「補助対象住宅」という。）が持ち家の場合にあっては、当該補助対象住宅の所有者かつ居住者（特段の事由によりその者が補助対象事業を実施できない場合は、市長が適当と認める者）

（２）　補助対象住宅が借家の場合にあっては、当該補助対象住宅の居住者（特段の事由によりその者が補助対象事業を実施できない場合は、市長が適当と認める者）で、補助対象事業を実施することについて当該補助対象住宅の所有者の同意を得たもの

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

（１）　市税を滞納している場合

（２）　高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年高砂市条例第５号）第２条第２号に規定する暴力団員である場合

（３）　補助対象事業に係る危険住宅について兵庫県又は高砂市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給等を受けている場合

（４）危険住宅の跡地において、補助対象者が開発行為又は建築行為を行う場合

（実施計画）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ次に掲げる事項について、市長と協議し、実施計画を定めなければならない。

（１）　補助対象事業を行う危険住宅の概要

（２）　移転方法の概要

（３）　移転費用の概要

（４）　移転計画

（５）　跡地計画

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、補助対象事業に着手する前に、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書（様式第２号）

（２）　付近見取図、配置図及び現況外観写真

（３）　居住地及び移転先を証明する書類（土地及び建物の登記簿等）

（４）　補助対象事業に係る見積書等の写し（借入金がある場合は、これに係る利子相当額の計算表を含む。）

（５）　資金計画書

（６）　現在の居住者全員の住民票の写し

（７）　市税の滞納がないことを証明する書類

（８）　高砂市における暴力団の排除の推進に関する誓約書

（９）　補助対象住宅の除却に対する建物の所有者の同意書（補助対象住宅が借家の場合に限る。）

（１０）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、補助金の交付を不適当と認めたときは高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（事業内容の変更等）

第８条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付決定事業の内容の変更を適当と認めたときは高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更承認通知書（様式第６号）により、交付決定事業の内容の変更を不適当と認めたときは高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更不承認通知書（様式第７号）により、当該申請をした被交付決定者に通知するものとする。

３　被交付決定者は、交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業中止（廃止）届出書（様式第８号）により市長に届け出なければならない。

（事業の完了報告）

第９条　被交付決定者は、交付決定事業を完了したときは、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　補助金精算調書（様式第１０号）

（２）　建物・土地費用金融機関借入利子支払額証明書（様式第１１号）

（３）　高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書の写し

（４）　補助対象住宅を除却した後の外観写真

（５）　移転先の住宅の写真（当該住宅の改修を行った場合は、改修工事の着工前及び完了後の写真を含む。）

（６）　移転後の土地及び建物の登記事項証明書

（７）　移転後の住宅に居住したことが分かる被交付決定者の住民票の写し

（８）　移転先の住宅の検査済証（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項に規定する検査済証をいう。）の写し又はこれと同等と認められる書類

（９）　移転に要した費用を証明する書類

（１０）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び請求）

第１０条　市長は、前条の規定による報告の内容を精査し、これを適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（様式第１２号）により当該報告をした被交付決定者に通知するものとする。

２　被交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第１３号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（１）　交付決定事業を中止し、又は廃止したとき。

（２）　補助金を目的以外の用途に使用したとき。

（３）　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（４）　その他この要綱又は関係法令の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（様式第１４号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

（報告及び指導）

第１２条　市長は、必要があると認めるときは、被交付決定者に対して報告を求め、又は補助対象事業の実施に関し必要な指導をすることができる。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

別表（第３条関係）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助限度額	補助率
除却事業	移転を行う者に対して危険住宅の除却費、動産移転費、仮住居費及びその他の移転に要する費用を補助する。	①除却に要する費用：１戸当たり「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第９により算出した除却工事費 ②その他除却等に要する費用（動産移転費等）：１戸当たり９７５千円	１０分の１０
移転事業	移転を行う者に対して危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得費及び購入後の改修費を含む。）をするために要する費用を補助する。	１　危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得費及び購入後の改修費を含む。）をするために要する資金を金融機関から借り入れた場合に、借入金（その利率は、年率８．５パーセントを限度とする。）の利子限度額について、１戸当たり４２１万円（建物に係る部分については、１戸当たり３２５万円） ２　１に定めるもののほか、危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する費用について、１戸当たり２００万円	１０分の１０

備考　この表による補助金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。